

# 走行の順序について

1. 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご走行ください。

## ②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が  
ご利用期間中乗り降り自由

周遊エリア

## ①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から  
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

四国発着エリア

## ③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から  
発着エリア内の対象 I C までのご走行



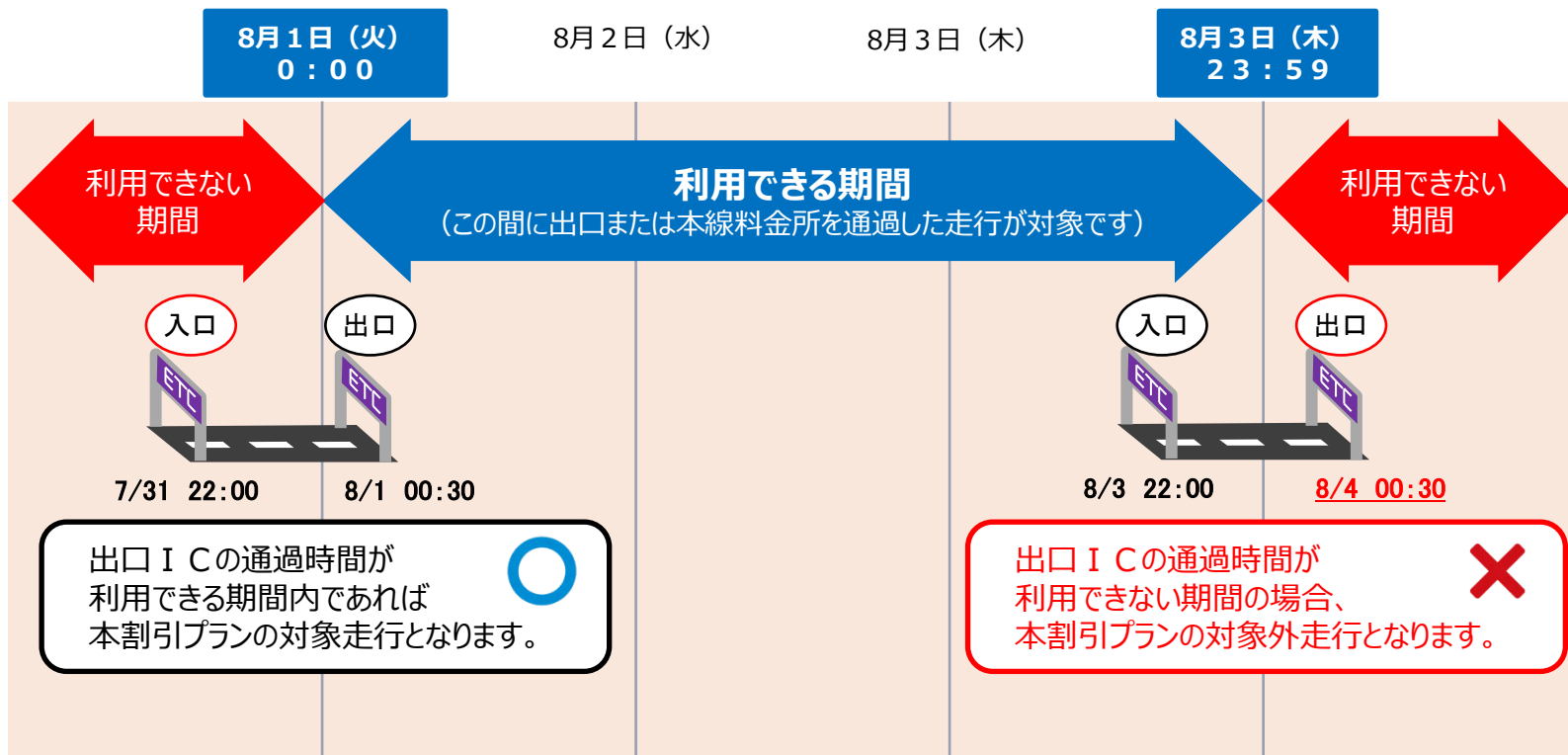
# ご走行日時の判定について

## 2. 各走行の走行日時の判定は、出口 I C の料金所を通過した時間で行います。

※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

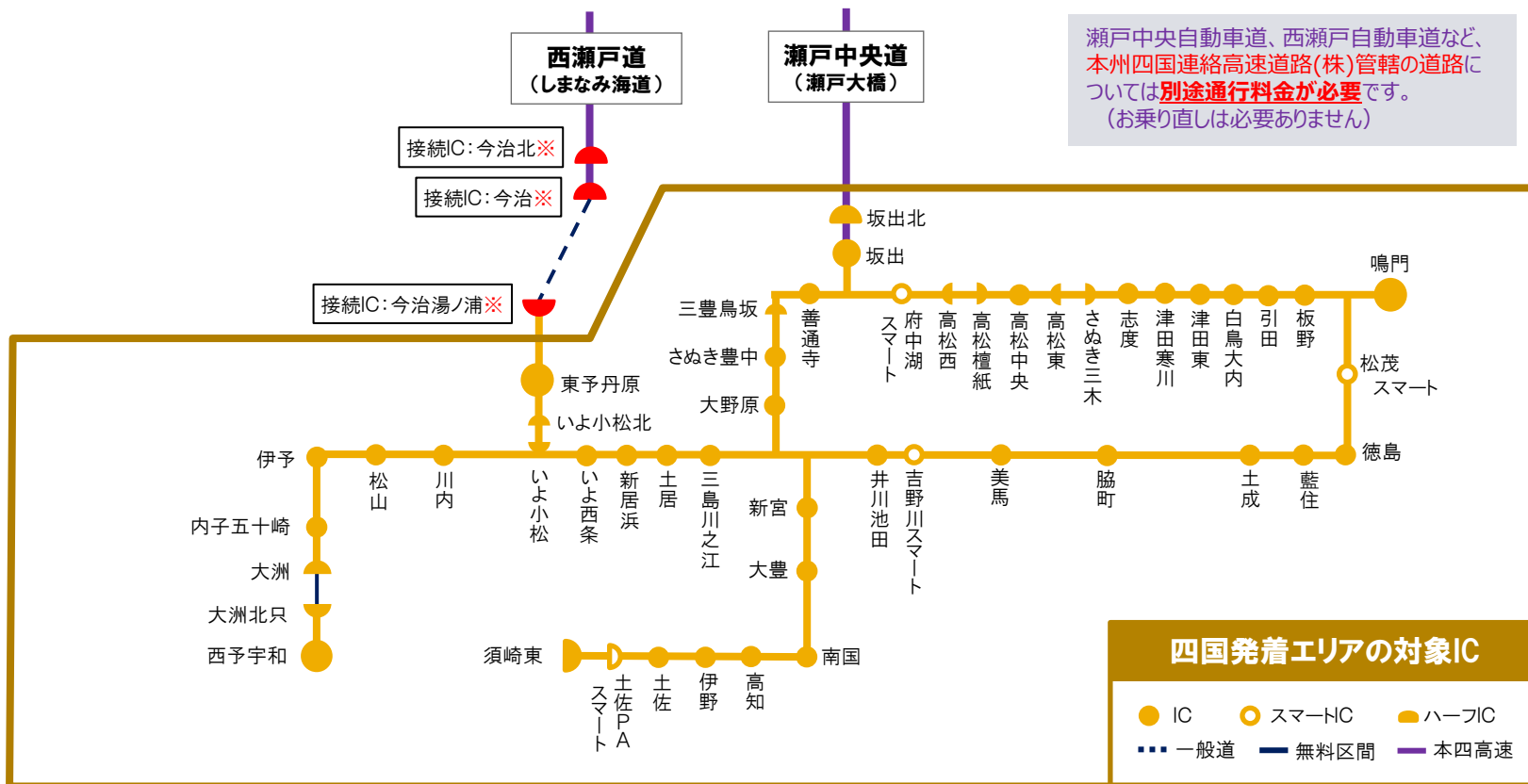
中国道から出雲・松江方面へは「三次東料金所」、山陽道から出雲・松江方面へは「尾道本線料金所」、中国道から鳥取方面へは「佐用本線料金所」の通過時刻で判定いたします。

・8月1日（火）をご利用開始日として全日3日間プランを利用する場合



# 走行方法について その1

往路走行は、四国発着エリアの対象 I Cからご出発ください。

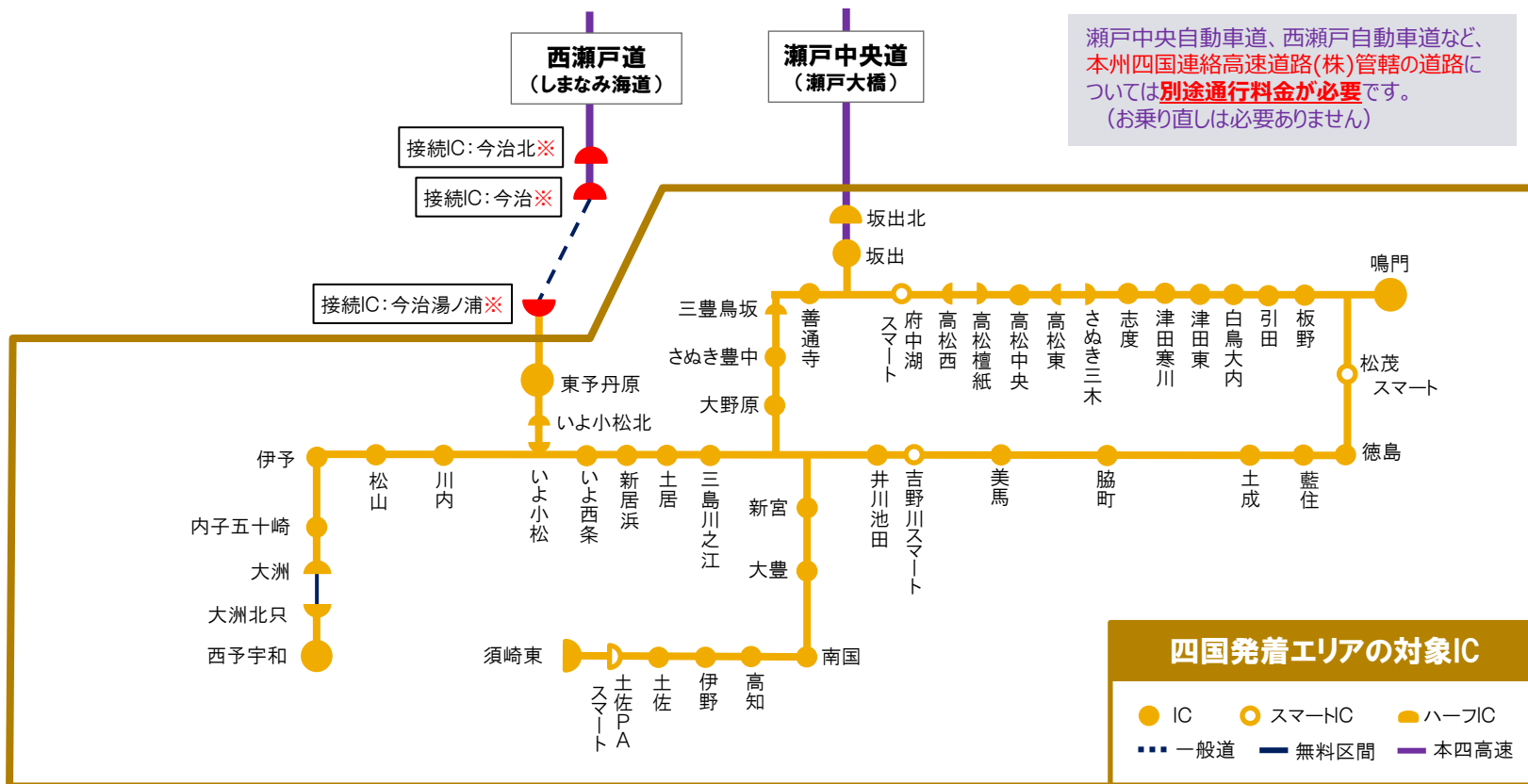


※ 往路走行で西瀬戸道 (しまなみ海道) をご利用の際は、必ず今治湯ノ浦ICで流出後、今治ICまたは今治北ICから西瀬戸道へご走行ください。往路走行の適用基準は、今治湯ノ浦料金所の通過時刻となりますのでご注意ください。詳細は7ページをご確認ください。



# 走行方法について その3

復路走行は、四国発着エリアの対象 I Cでお降りください。



※ 復路走行で西瀬戸道 (しまなみ海道) をご利用の際は、必ず今治ICまたは今治北ICで流出後、今治湯ノ浦ICから今治小松道路へご走行ください。今治湯ノ浦 I C から流入されない場合は、その後の走行に割引が適用されませんのでご注意ください。

# お問い合わせの多い内容について

## Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。  
本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

### ■本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	-	○	-
③復路走行	○	○	-	-

往路走行が完了していれば、  
周遊走行・復路走行がない場合でも  
本割引プランの料金が適用となります。

## Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

### ■全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

### ■休日2日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間
○	○

# 西瀬戸道を経由する場合のご利用方法 (往路走行)

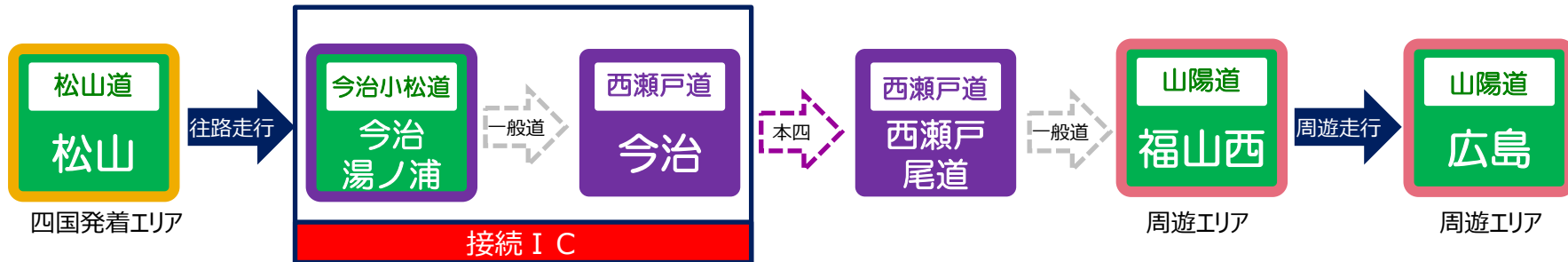
・松山市内から西瀬戸道経由で広島 I C までご利用の場合

**本割引プランの適用にならない走行**



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
 上図の場合、**今治 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。**

**本割引プランの適用になる走行**

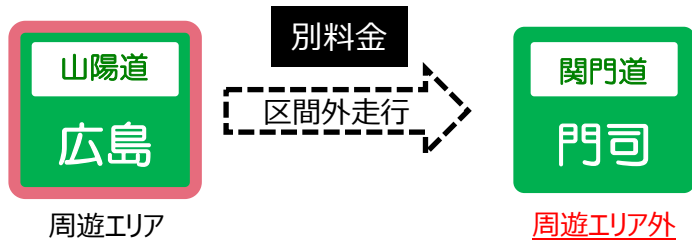


上図の場合、四国発着エリアで西瀬戸道を経由する場合の接続 I C となる今治湯ノ浦 I C と今治 I C を経由していますので、往路走行の条件を満たし、本割引プランの適用となります。

# 周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

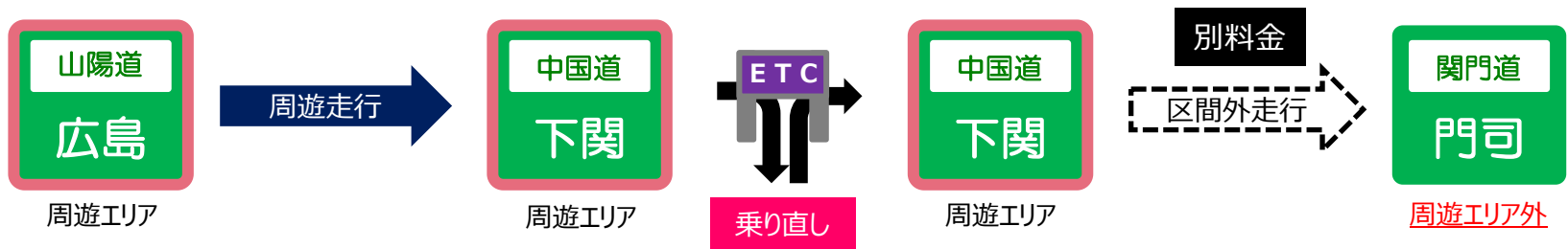
・広島 I C から門司 I C までご利用の場合

## 本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。  
 上図の場合、門司 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、広島 I C ～ 門司 I C の全区間の通行料金が必要です。

## 本割引プランの適用になる走行



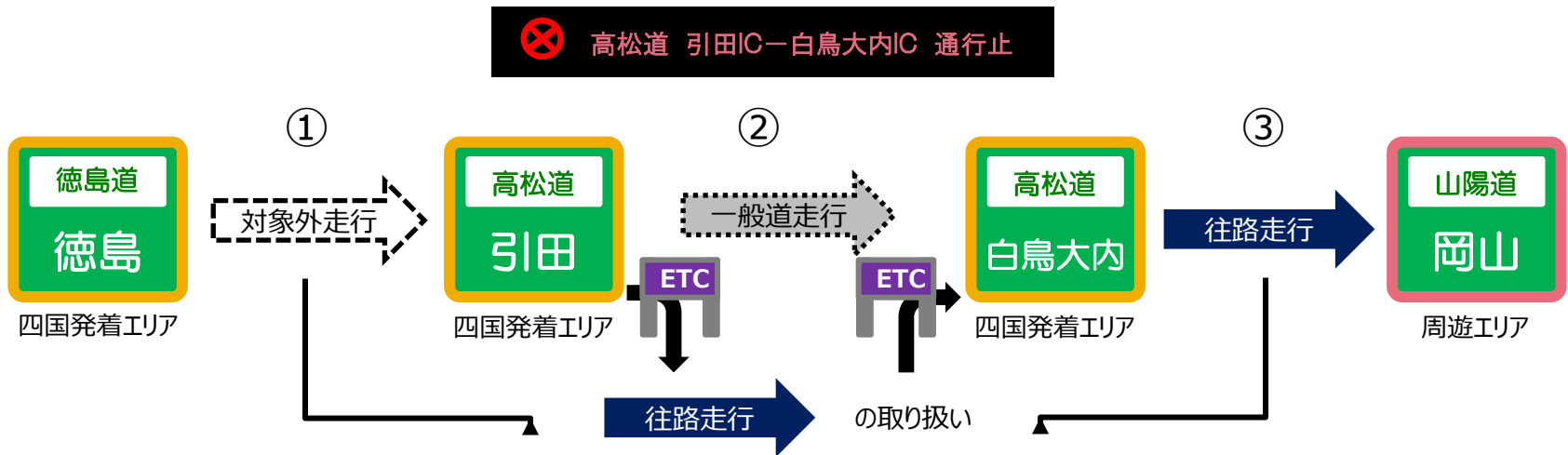
上図の場合、周遊エリア内の下関 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の門司 I C まで走行しているため、下関 I C ～ 門司 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。



# 通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。  
 (迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 徳島 I C から岡山 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより引田 I C で流出した場合



① 徳島 I C から走行いただき、通行止め開始区間の手前となる引田 I C で高速道路を降りてください。

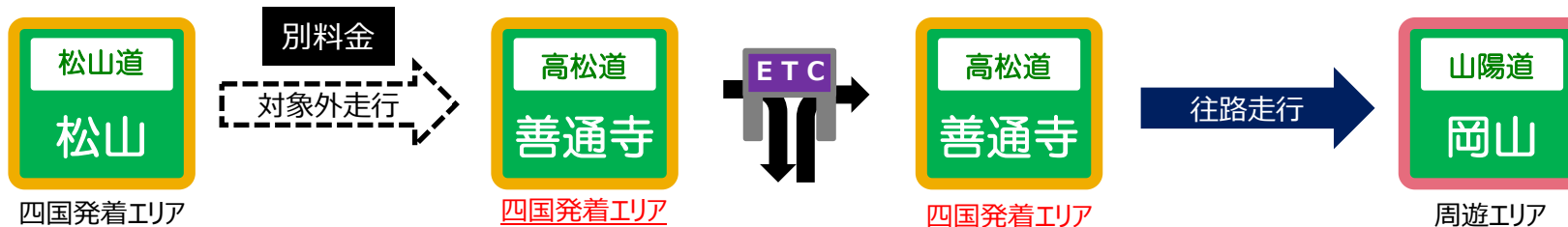
② 一般道で通行止め区間を迂回してください。

③ 白鳥大内 I C で高速道路を乗り直し、岡山 I C までご走行ください。

⇒ 徳島 I C ~ 岡山 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

# 本割引プランの対象外となる走行例 (往路走行)

## ①途中、発着エリア内の I C で流出した場合

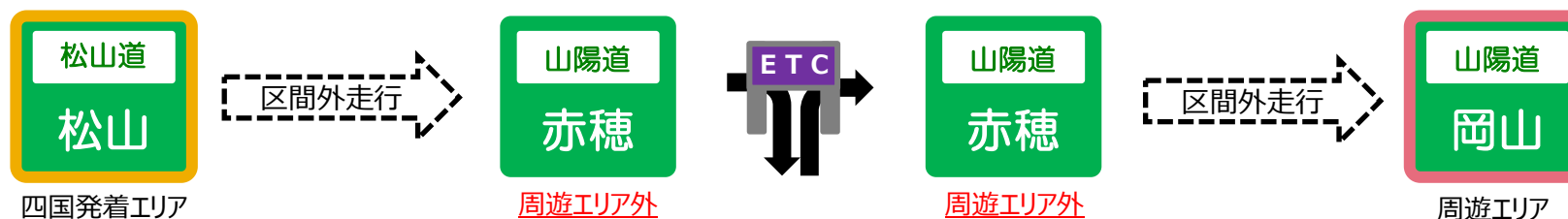


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
上図の場合、発着エリア内の善通寺 I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行は善通寺 I C ～岡山 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて松山 I C ～善通寺 I C の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

## ②周遊エリア外の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
上図の場合、赤穂 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※周遊エリア外へ走行される場合は、周遊エリアの対象 I C で乗りなおしが必要です。